

二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る  
審査基準等について

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

**第1 申請に対する処分**

1. 審査基準

(1) 法第107条第1項の規定による探査の許可

法第107条第1項の規定による探査の許可に係る審査基準については、法第108条各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。

① 第1号関係

二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（令和6年経済産業省令第48号）第7条に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

② 第2号関係

法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

③ 第3号関係

探査と他人が行う貯留事業等との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ア. 既に行われている他人の貯留事業に係る許可貯留区域の直上の区域を継続的に占有して探査を行うことにより、当該他人が二酸化炭素の貯蔵の状況を監視するために地震探査を行うことを妨げるなど、当該他人の貯留事業に係る法に基づく義務の履行に支障を及ぼすものでない場合
- イ. 既に行われている他人の試掘に係る許可試掘区域の直上の区域を継続的に占有して探査を行うことにより、当該他人がその行う試掘の用に供する掘削リグを設置することなどを妨げるものでない場合

④ 第4号関係

探査と他人が行う鉱業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 既に行われている他人の鉱業に係る鉱区と重複する区域を継続的に占有して探査を行うことにより、当該他人が当該鉱区における鉱物を掘採するために地下を掘削することなどを妨げるものでない場合

⑤ 第5号関係

探査と農業、漁業その他の産業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 農地又はその周辺において地震探査を行うことにより、当該農地で行う農業の用に供する水管を破裂させるおそれを生じさせるものでない場合

イ. 漁業が行われている区域を継続的に占有して探査を行うことにより、当該区域における漁業活動を妨げ、漁獲量を大幅に減少させるおそれを生じさせるものでない場合

⑥ 第6号関係

探査を行うことが公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 探査を行った結果、貯留層の存在が認められた場合には、当該貯留層において、我が国事業者がその排出した二酸化炭素を貯蔵する必要性が認められるにもかかわらず、専ら外国で排出された二酸化炭素のみを貯蔵することを予定しているため、我が国におけるカーボンニュートラルの実現に貢献しないなど、我が国の国益を損なうものであると認められるものでない場合

(2) 法第109条第1項の規定による探査の変更の許可

法第109条第1項の規定による探査の許可に係る審査基準については、同条第2項において準用する第108条各号に許可の基準が規定されているところであり、第107条第1項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(3) 法112条第1項の規定による探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認

法112条第1項の規定による探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認に係る審査基準については、同条第2項において読み替えて準用す

る第 108 条第 2 号（ハ及びホを除く。）及び第 6 号に許可の基準が規定されているところであり、第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。

（4）法 113 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者の相続の承認

法 113 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者の相続の承認に係る審査基準については、同条第 3 項において準用する第 108 条第 2 号（イからハまで及びホに限る。）及び第 6 号に許可の基準が規定されているところであり、第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。

## 第 2 処分の基準

（1）法第 110 条の規定による探査の許可の取消し

法第 110 条の規定による探査の許可の取消しについては、同条各号に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

（2）法第 111 条の規定による違反行為に対する措置命令

法第 111 条の規定による違反行為に対する措置命令については、同条各号に措置命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

附則（20240711資第3号）

この訓令は、令和 6 年 8 月 5 日から施行する。